

居住サポート住宅の規模基準

	新築住宅	既存住宅
一般住宅	25平方メートル以上	18平方メートル以上
台所等一部供用	18平方メートル以上	13平方メートル以上
共同居住型 (単身世帯向け)	1人専用居室:9平方メートル以上 住宅全体面積: $(15 \times A + 10)$ 平方メートル以上 (注)A:入居可能者数、 $A \geq 2$	
共同居住型 (ひとり親世帯向け)	専用居室:12平方メートル以上 (ただし、住宅全体の面積が $(15 \times B + 24 \times C + 10)$ 平方メートル以上の場合、10平方メートル以上) 住宅全体面積: $(15 \times B + 22 \times C + 10)$ 平方メートル以上 (ただし、 $B \geq 1$ かつ $C \geq 1$ もしくは $B=0$ かつ $C \geq 2$) (注)B:ひとり親世帯向け居室以外の入居可能者数 C:ひとり親世帯向け居室の入居可能世帯数	

(注)既存住宅:建設工事の完了から1年を経過した住宅又は人の居住の用に供したことがある住宅

(注)台所等一部供用:共用部分に共同して利用する台所、収納設備又は浴室等を備える住宅

(注)共同居住型:共用部分に共同して利用するための居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室等、洗濯室を備える住宅(いわゆるシェアハウス)